

船橋市感染症予防計画（案）のパブリック・コメント実施後の変更点（千葉県感染症予防計画（案）の変更に伴う）

No	ページ数	変更後	変更前	変更理由
1	8ページ目	<p>第1 感染症の予防の推進の基本的な方向</p> <p>5 市、市民及び医師等の役割</p> <p>（2）市民の役割</p> <p>市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、正確な情報の把握を行うとともに、その予防やまん延の防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、偏見や差別により<u>感染症の患者及び医療関係者等の人権</u>を損なわないようにしなければならない。</p>	<p>第1 感染症の予防の推進の基本的な方向</p> <p>5 市、市民及び医師等の役割</p> <p>（2）市民の役割</p> <p>市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、正確な情報の把握を行うとともに、その予防やまん延の防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、<u>感染症の患者等について、</u>偏見や差別により<u>患者等の人権</u>を損なわないようにしなければならない。</p>	<p>県が設置する、第2回千葉県感染症対策連携協議会における、委員の意見を踏まえ県が変更。本市においても同様に変更した。</p> <p>※委員の意見 ⇒ 人権の尊重の「患者等」には医療従事者も含まれるのか？コロナ禍において医療従事者に対する誹謗中傷が非常に多くあり、看護職員の離職に繋がった。</p>
2	33ページ目	<p>第13 感染症に関する啓発、知識の普及と患者等の人権の尊重に関する事項</p> <p>1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方</p> <p>地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、県民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、<u>患者及び医療関係者等</u>が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。さらに、地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権の尊重に留意することが必要である。</p>	<p>第13 感染症に関する啓発、知識の普及と患者等の人権の尊重に関する事項</p> <p>1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方</p> <p>地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、県民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、<u>患者等</u>が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。さらに、地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権の尊重に留意することが必要である。</p>	No.1と同様。
3	47ページ目	<p>第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>4 新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制</p> <p style="text-align: center;">※県予防計画抜粋箇所</p> <p>（4）全国かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保できるようにしておく。</p> <p><u>なお、医療提供体制の確保に当たっては、県等は、流行初期の段階から協定締結医療機関等に感染症に関する情報を迅速に提供できる体制及び円滑に連絡をとれる体制を構築しておく。</u></p>	<p>第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>4 新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制</p> <p>（4）全国かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保できるようにしておく。</p>	<p>県が設置する、第2回千葉県感染症対策連携協議会における、委員の意見を踏まえ県が変更。</p> <p>※委員の意見 ⇒ 新型コロナウイルス感染症対応の初期、開業医と保健所の密な連絡が必要となったが、電話回線はほとんど繋がらず、また十分な情報も開業医に回ってこなかった。新興感染症が起こった場合、開業医と保健所がスムーズに連絡がとれる体制の構築を念頭においていただくようお願いしたい。</p> <p>※「第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項」については、県予防計画に基づき、市は対応することが原則となることから、巻末に県予防計画の該当箇所を抜粋し巻末に添付している。</p>